

京都大学こころの未来研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学こころの未来研究センター（以下「こころの未来研究センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 こころの未来研究センターは、心理学、認知科学、脳科学、人文科学等の学際的研究拠点を構築し、人のこころに関する総合的研究を行う。

(センター長)

第3条 こころの未来研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、こころの未来研究センターの所務を掌理する。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。

6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第4条 こころの未来研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(連携協議会)

第5条 こころの未来研究センターに、学際的研究拠点の構築に係る関係機関等との連携に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、連携協議会を置く。

2 連携協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、連携協議会が定める。

(研究科の教育への協力)

第6条 こころの未来研究センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

教育学研究科

人間・環境学研究科

(事務組織)

第7条 こころの未来研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第8条 この規程に定めるもののほか、こころの未来研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。